

秋田トライアルクラブ規約

(名称)

第1条 本会は、秋田トライアルクラブと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、代表宅とする。

(目的)

第3条 本会は、トライアル競技（オートバイ、自転車）の普及、発展。イベントや大会を通じて地域振興、活性化に寄与し、生涯スポーツとして会員の心身の活性化、健康な体づくりを目指します。

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を果たすために、次の活動を行う。

- (1) イベントや大会の開催。
- (2) トライアル場（練習場所）の、整備、維持、管理。
- (3) 全日本選手権、地方選手権へ参加する選手の応援。
- (4) 県内における、MFJ 開催の大会への協力。
- (5) イベントや大会、練習会などへの参加。
- (6) その他、本クラブの目的達成に必要な活動。

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員、家族会員、サポート会員の3種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会したものである。
- (2) 家族会員は、正会員と同居の家族で、この会の目的に賛同し入会したものである。
- (3) サポート会員は、正会員、準会員をサポートする為に入会したものである。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする場合は、入会申込書に会費を添えて代表に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は次の年会費を収めるものとする。

- (1) 正会員は2,000円とトライアル場の整備（草刈り等）の参加。
- (2) 家族会員は1,000円とトライアル場の整備（草刈り等）への可能な限りでの参加。
- (3) サポート会員は無料とする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

(練習場)

第9条 会員は次の練習場の整備、維持、管理を行う代わりに、無料で利用できるものとする。

- (1) 金浦トライアルパーク (利用方法は金浦トライアルパーク利用規約に定める)
- (2) 秋ノ宮トライアルパーク (利用方法は、秋田トライルクラブホームページを参照)
- (3) オートランド秋田 (利用方法は、秋田トライルクラブホームページを参照)

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く

- (1) 代表
- (2) 副代表 2名
- (3) 会計
- (4) 監査役

2 役員は代表のほか、北部、沿岸、内陸、南部各地区から1名を会員の互選によって選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表は、本会を代表しその業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐しこれに事故あるときまたは欠席の時は、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務及び会計の状況を監査する。

(総会)

第11条 本会の総会は、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 会の活動内容
- (4) 事業報告書及び収支決算報告
- (5) 役員を選任または解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて開催し、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、1月1日に始まり、12月31日までとする。

附則

1 この会則は 2024年 1月 1日から施行する。

秋田トライアルクラブ入会申込書

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
電話番号	
フリガナ	
住所	〒
MFJ ライセンス番号 (ライセンス所持者 のみ)	

私は、秋田トライアルクラブの目的に賛同し、次の会員として入会を申し込みます。

・正会員 ・家族会員 ・サポート会員

申込日： 年 月 日

秋田トライアルクラブ退会申込書

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
電話番号	
フリガナ	
住所	〒
MFJ ライセンス番号 (ライセンス所持者 のみ)	

私は、秋田トライアルクラブの退会を申し込みます。

申込日： 年 月 日